

決 定 要 旨

被 審 人（住所） 愛知県
（氏名） A

上記被審人に対する平成 21 年度（判）第 15 号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法第 185 条の 6 の規定により審判長審判官三島聖子、審判官奥久潤一、同渡辺健一から提出された決定案に基づき、金融商品取引法第 185 条の 7 第 1 項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金 326 万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成 21 年 10 月 5 日

2 事実及び理由

課徴金に係る金融商品取引法第 178 条第 1 項各号に掲げる事実及び法令の適用は別紙のとおりである。課徴金の計算の基礎は、審判手続開始決定書と同一であるからこれを引用する。

被審人は、第 1 回審判の期日前に、課徴金に係る金融商品取引法 178 条第 1 項第 14 号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

平成 21 年 8 月 4 日

金融庁長官 三 國 谷 勝 範

(別紙)

○ 課徴金に係る金融商品取引法第 178 条第 1 項各号に掲げる事実

金融商品取引法 178 条第 1 項第 14 号に該当

被審人は、名古屋証券取引所セントレックス市場に上場されている株式会社ガイアックスの株券につき、その株価の高値形成や終値形成を図り、同株券の売買を誘引する目的をもって、自己の計算において、平成 20 年 6 月 13 日午後 2 時 26 分ころから同月 23 日午後 3 時 26 分ころまでの間、6 取引日にわたり、愛知県名古屋市中区栄三丁目 8 番 20 号所在の株式会社名古屋証券取引所において、別表記載のとおり、B 証券株式会社及び C 証券株式会社を介し、自己名義及び D 名義で、自己名義等の買い注文を発注して買い特別気配を表示させ、これを更新させた後、D 名義等の売り注文を発注して板寄せを成立させる方法や、直前約定値よりも高値で買い注文と売り注文を同時期に発注して対当させ株価を引き上げるなどの方法により、同表「買付状況」欄記載の同株券合計 173 株を買い付ける一方、同表「売付状況」欄記載の同株券合計 86 株を売り付け、同株券の株価を 6 万 8000 円から 9 万 5000 円まで高騰させるなどし、もって同市場における同株券の相場を変動させるべき一連の売買をしたものである。

○ 法令の適用

平成 20 年法律第 65 号による改正前の金融商品取引法第 174 条第 1 項、第 9 項、金融商品取引法第 159 条第 2 項第 1 号、平成 20 年政令第 369 号による改正前の金融商品取引法施行令第 33 条の 13 第 1 号、金融商品取引法第 176 条第 2 項

別表

番号	取引年月日 (平成20年)	売付状況			買付状況			約定買付 単価 (円)	
		売付名義	委託証券会社	株数 (株)	買付名義	委託証券会社	株数 (株)		
1	6月13日	A	B証券株式会社	10	A	B証券株式会社	14	68,000	
		(小計)			10	(小計)			14
2	6月16日	A	B証券株式会社	15	A	B証券株式会社	34	73,000	
		(小計)			15	(小計)			34
3	6月17日	A	B証券株式会社	49	A	B証券株式会社	93	79,000 ~	
					D	C証券株式会社	11		
		(小計)			49	(小計)			104
4	6月19日				A	B証券株式会社	8	78,000 ~	
		D	C証券株式会社	1	D	C証券株式会社	1		
		(小計)			1	(小計)			9
5	6月20日	D	C証券株式会社	4	A	B証券株式会社	4	82,000 ~	
		(小計)			4	(小計)			4
6	6月23日	A	B証券株式会社	6	A	B証券株式会社	5	93,000 ~	
		D	C証券株式会社	1	D	C証券株式会社	3		
		(小計)			7	(小計)			8
		(合 計)			86	(合 計)			173

(参考) 「審判手続開始決定書」の引用部分

○ 課徴金の計算の基礎

- (1) 平成 20 年法律第 65 号による改正前の金融商品取引法第 174 条第 1 項の規定により、当該違反行為に係る課徴金の額は、

当該違反行為に係る有価証券の売付け等の数量は 86 株であり、
当該違反行為に係る有価証券の買付け等の数量は、実際の買付け等の数量 173 株に、同条第 9 項の規定により違反行為開始時にその時の価格 (68,000 円) で買付け等をしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している当該有価証券の数量 28 株を加えた 201 株である

ことから、

- ① 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量 (86 株) に係るものについて、

当該有価証券の売付け等の価額から、買付け等の価額を控除した額

(68,000 円×10 株+73,000 円×15 株+80,000 円×18 株
+81,000 円×1 株+82,000 円×28 株+82,900 円×5 株
+85,000 円×2 株+95,000 円×7 株)

− (68,000 円×42 株+73,000 円×34 株+79,000 円×1 株
+82,000 円×3 株+82,800 円×2 株+83,000 円×4 株)

=680,900 円

及び

- ② 当該違反行為に係る有価証券の買付け等の数量 (201 株) が売付け等の数量 (86 株) を超えていることから、

当該超える数量 (115 株) と

当該違反行為の終了した日から 1 月以内に行われた当該違反行為に係る有価証券の売付け等の数量 (116 株)

のうちいずれか少ない数量である買付け等対当数量 (115 株) に係るものについて、

当該有価証券の売付け等の価額から、買付け等の価額を控除した額

(84,000 円×1 株+85,000 円×1 株+86,000 円×3 株
+87,000 円×6 株+89,000 円×5 株+90,000 円×4 株
+92,000 円×1 株+93,000 円×1 株+94,000 円×2 株
+95,900 円×1 株+96,000 円×1 株+97,000 円×1 株
+97,800 円×2 株+99,000 円×3 株+101,000 円×3 株
+104,000 円×7 株+105,000 円×12 株+106,000 円×12 株
+107,000 円×1 株+108,000 円×9 株+109,000 円×1 株)

$$\begin{aligned} &+110,000 \text{ 円} \times 5 \text{ 株} + 111,000 \text{ 円} \times 1 \text{ 株} + 112,000 \text{ 円} \times 5 \text{ 株} \\ &+ 113,000 \text{ 円} \times 2 \text{ 株} + 114,000 \text{ 円} \times 4 \text{ 株} + 116,000 \text{ 円} \times 2 \text{ 株} \\ &+ 117,000 \text{ 円} \times 5 \text{ 株} + 118,000 \text{ 円} \times 4 \text{ 株} + 120,000 \text{ 円} \times 6 \text{ 株} \\ &+ 122,000 \text{ 円} \times 1 \text{ 株} + 123,000 \text{ 円} \times 3 \text{ 株} \\ &- (78,000 \text{ 円} \times 2 \text{ 株} + 79,000 \text{ 円} \times 5 \text{ 株} + 80,000 \text{ 円} \times 30 \text{ 株} \\ &+ 81,000 \text{ 円} \times 3 \text{ 株} + 82,000 \text{ 円} \times 36 \text{ 株} + 82,800 \text{ 円} \times 1 \text{ 株} \\ &+ 82,900 \text{ 円} \times 7 \text{ 株} + 83,000 \text{ 円} \times 21 \text{ 株} + 85,000 \text{ 円} \times 2 \text{ 株} \\ &+ 93,000 \text{ 円} \times 1 \text{ 株} + 94,100 \text{ 円} \times 3 \text{ 株} + 94,500 \text{ 円} \times 1 \text{ 株} \\ &+ 94,800 \text{ 円} \times 2 \text{ 株} + 95,000 \text{ 円} \times 1 \text{ 株}) \\ &= 2,586,000 \text{ 円} \end{aligned}$$

の合計額 3,266,900 円となる。

- (2) 金融商品取引法第 176 条第 2 項の規定により、上記(1)で計算した額の
1 万円未満の端数を切捨て。